

## 新冠町の給与・定員管理等について

### 1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

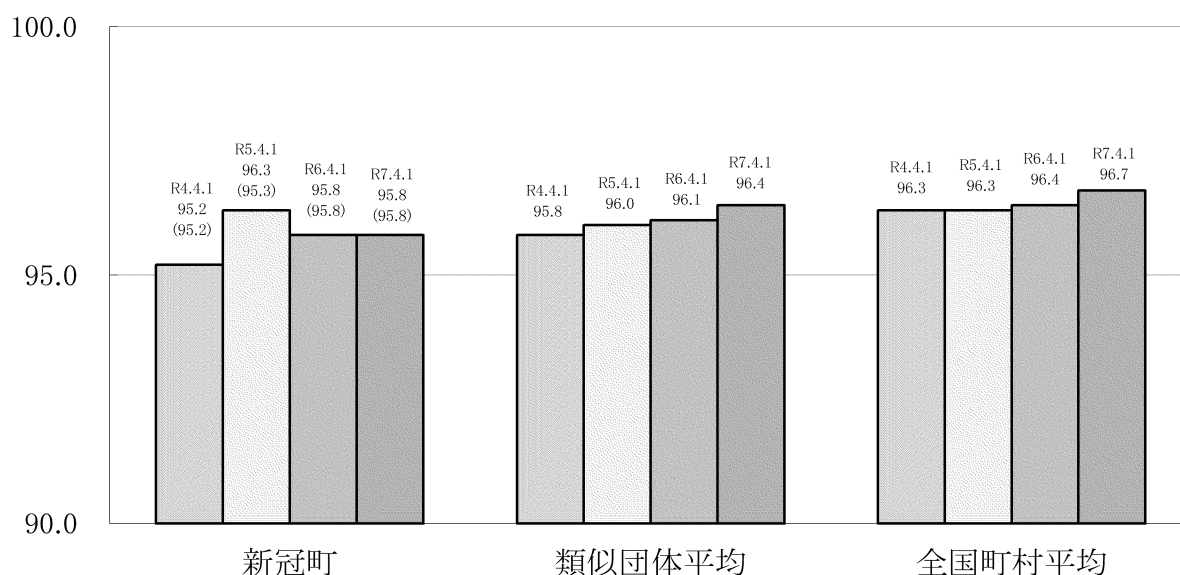
区 分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 5,136	千円 6,197,535	千円 126,129	千円 989,153	% 16.0	% 15.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 115	千円 454,690	千円 87,965	千円 172,607	千円 715,262	千円 6,220	千円 5,865

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、7年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス

指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

--

(4) 給与改定の状況 ※新冠町では人事委員会は設置されておられません。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[  実施 ] 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。(国の7级以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

②地域手当の見直し ※新冠町では地域手当は該当ありません。

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

(6) 特記事項

なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（7年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
新冠町	44.5歳	338,667円	388,851円	380,697円
北海道	42.4歳	327,900円	397,258円	371,498円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	41.5歳	314,125円	360,652円	343,827円

(注) 1 「平均給料月額」とは、7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（7年4月1日現在）

区 分		新冠町	北海道	国
一般行政職	大学卒	220,000円	220,000円	220,000円
	高校卒	188,000円	188,000円	188,000円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（7年4月1日現在）

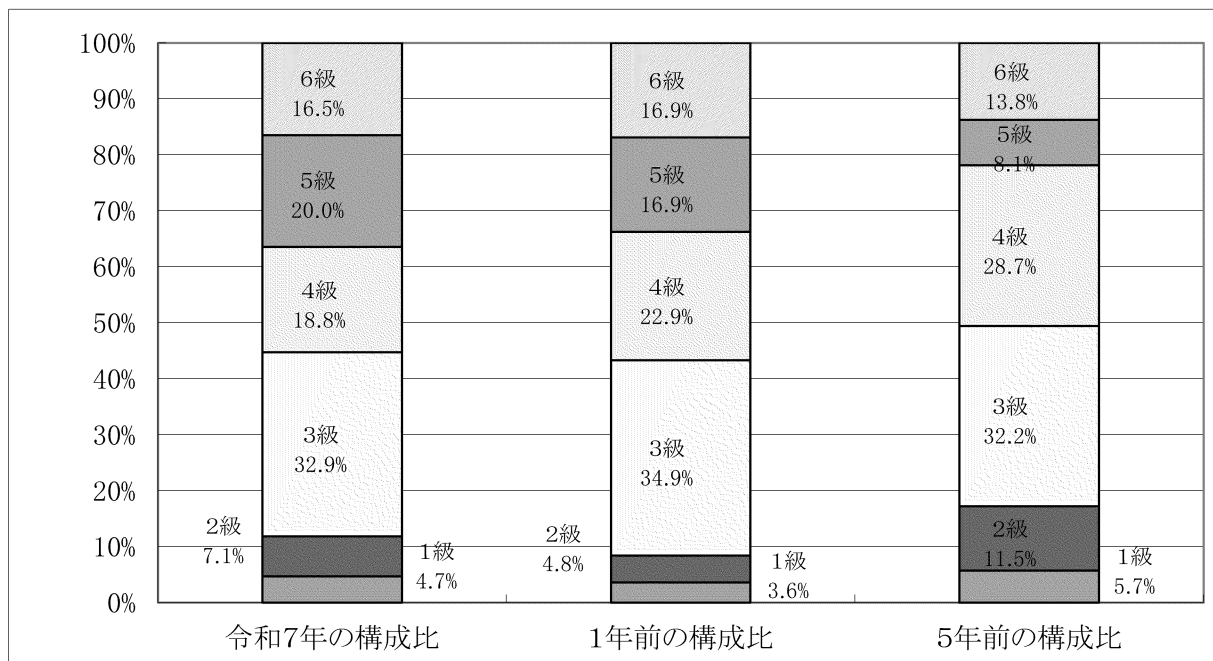
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	276,400円	341,050円	376,600円	402,250円
	高校卒	251,000円	295,700円	355,000円	384,300円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

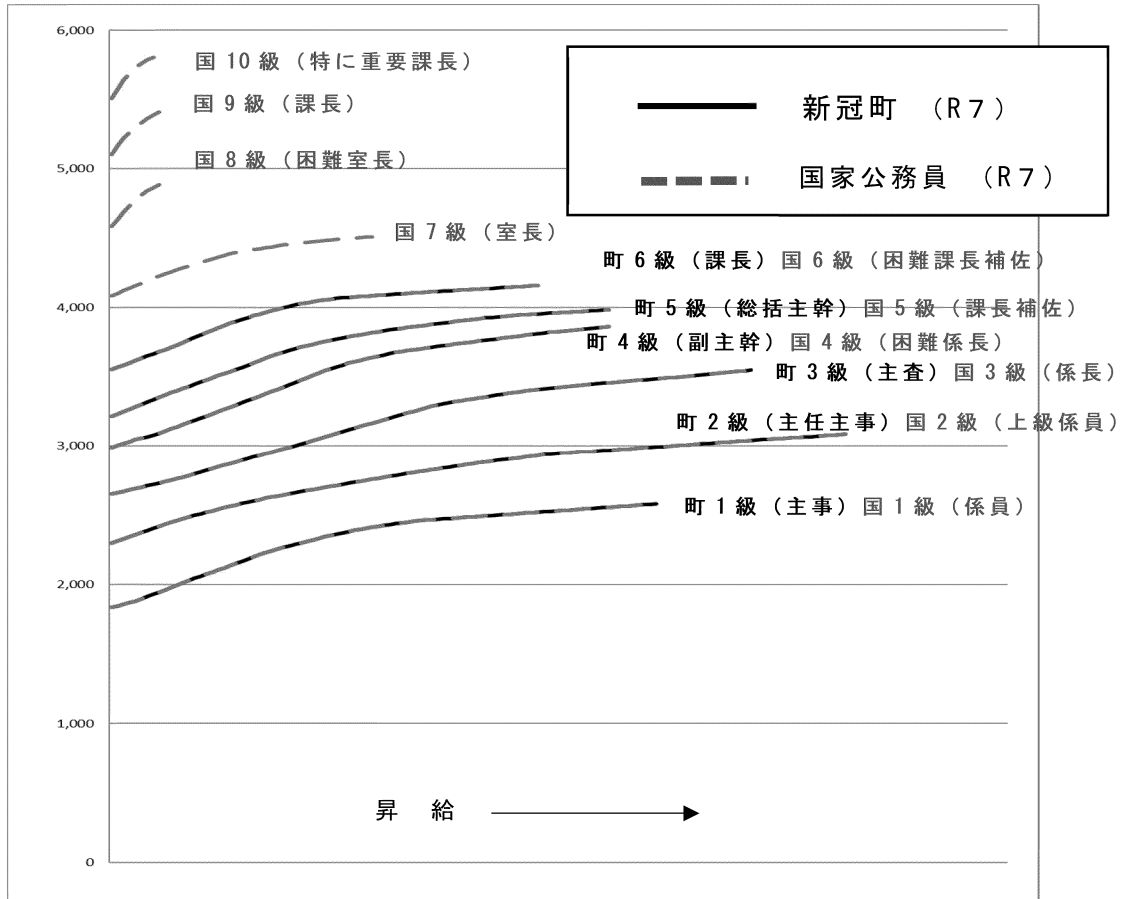
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師、司書	4人	4.7%	183,500円	258,100円
2級	主任主事、主任技師 主任司書	6人	7.1%	230,000円	308,500円
3級	係長、主査、主任	28人	32.9%	265,300円	354,700円
4級	総括主幹、主幹、次長 副主幹	16人	18.8%	298,800円	386,100円
5級	課長、局長、室長 総括主幹、主幹、次長	17人	20.0%	321,300円	398,200円
6級	課長、局長、室長	14人	16.5%	355,200円	415,700円

(注) 1 新冠町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（新冠町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

新冠町	北海道	国
1人当たり平均支給額(6年度) 1,584千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,789千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（新冠町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（7年4月1日現在）

新 冠 町				国			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分		勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分		勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度	47.709月分	47.709月分		最高限度	47.709月分	47.709月分	
調整率	83.7/100			調整率	83.7/100		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)			
1人当たり 平均支給額 12,568千円				-			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 特殊勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）			7,099千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）			645,360円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）			6.5%	
手当の種類（手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する支 給単価
X線手当	放射線技師	X線その他の放射線を人体に対して照射する業務に従事したとき	千円 0	日額 230円
夜間看護手当	看護師 准看護師	正規の勤務時間による勤務が深夜（午後10時～午前5時）において行われる看護等の業務に従事したとき	千円 7.099	深夜業務全て 7,300円 深夜業務4時間以上 3,550円 深夜業務2～4時間 3,100円 深夜業務2時間未満 2,150円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	22,916千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	175千円
支給実績（5年度決算）	24,916千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	186千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(5) 寒冷地手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		9,666千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		84,052円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）
新冠町	世帯主（扶養親族あり）	25,100円
	世帯主（扶養親族なし）	14,300円
	その他の職員	9,600円

(6) その他の手当（7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）
扶養手当	配偶者3,000円、子ども11,500円、その他の親族6,500円支給	同		千円 10,651	円 219,716
住居手当	借家28,000円を限度として支給	同		千円 13,021	円 160,338
通勤手当	通勤距離2km以上で自動車、他の交通機関を常用とする職員に支給	同		千円 1,546	円 42,531
管理職手当	職務に応じ6級51,900円、5級49,600円、4級32,400円を支給	同		千円 15,240	円 462,747
管理職特勤手当	管理職職員が休日及び平日深夜に勤務した場合に支給 休日6,000円 平日深夜3,000円 6時間以上3,000円加算	同		千円 552	円 17,806

## 5 特別職の報酬等の状況（7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等	
給 料	町 長	720,000円 ( )	(参考) 類似団体における最高/最低額 843,000円 / 506,100円	
	副 町 長	600,000円 ( )	700,000円 / 434,200円	
報 酬	議 長	280,000円 ( )	337,000円 / 230,000円	
	副 議 長	230,000円 ( )	280,000円 / 182,000円	
	議 員	205,000円 ( )	258,000円 / 165,000円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(6年度支給割合) 3.35月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(6年度支給割合) 3.0月分		
寒 冷 地 手 当	町 長 副 町 長	支給額 世帯主（扶養親族あり） 25,100円/月 世帯主（扶養親族なし） 14,300円/月 その他 9,600円/月		
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(算定方式) 在職年方式 同上	(1期の手当額) 14,762,880円 7,761,600円	(支給時期) 退職時 同上
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

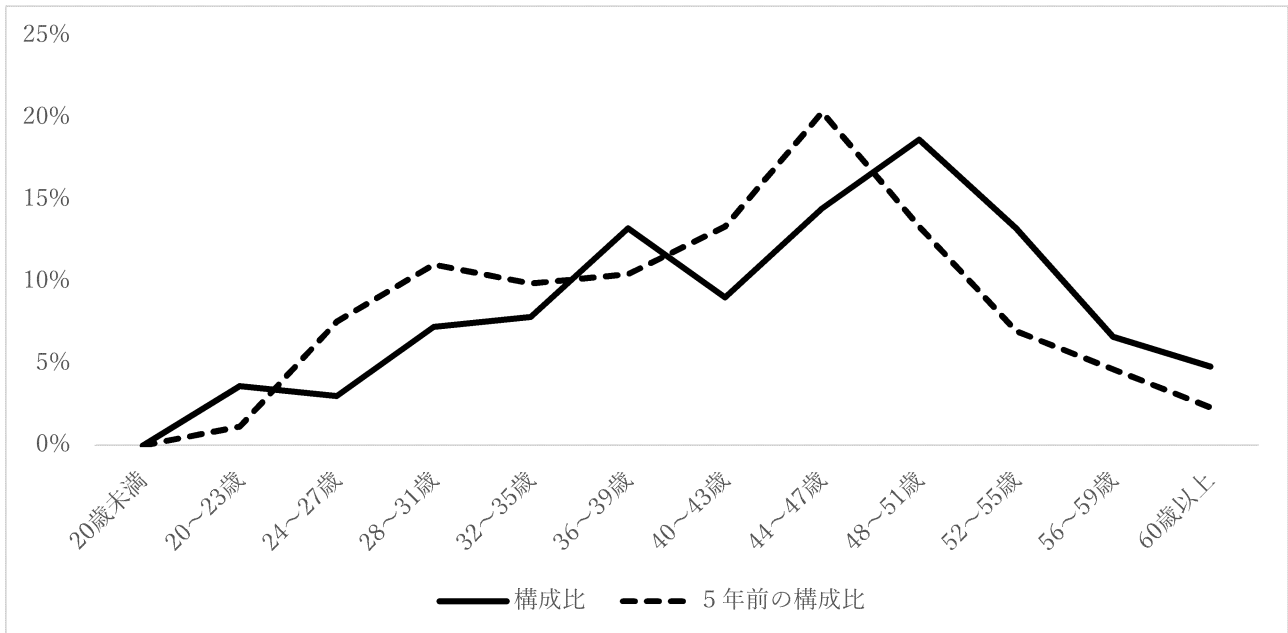
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
			令和7年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会, 総 務, 税 務	27	29	-2	職 員 の 異 動 に よ る 職 員 の 異 動 に よ る
		福 祉, 民 生, 衛 生	24	22	2	
		農 水, 商 工, 土 木	22	22	0	
		計	73	73	0	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 142.13 人 ( 類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 144.89 人 )
		教 育 部 門	42	38	4	職 員 採 用 に よ る
	消 防 部 門					
	小 計	115	111	4	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 223.90 人 ( 類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 172.72 人 )	
公 営 企 業 計 等 部 門	上 下 水 道	2	2	0	職 員 退 職 に よ る も の	
	診 療 所	27	27	0		
	そ の 他	25	26	-1		
	小 計	54	55	-1		
合 計			169 [ 180 ]	166 [ 180 ]	3 [ 0 ]	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 329.05 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (7年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以 上	計
職員数	0	6	5	12	13	22	15	24	31	22	11	8	169

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	過去 5 年間 の増減数 (率)
一般行政	76	76	77	74	73	73	-3 (-4.1%)
教育	40	42	38	41	38	42	2 (4.8%)
消防							(%)
普通会計計	116	118	115	115	111	115	-1 (-0.9%)
公営企業等会計計	58	58	58	54	55	54	-4 (-7.4%)
総合計	174	176	173	169	166	169	-5 (-3.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。